

**盛岡市立保育所民営化計画・第3次民営化実施計画について**

平成 27 年 2 月 16 日

保 健 福 祉 部

これまで、盛岡市立保育所民営化計画及び第1次・第2次民営化実施計画に基づき、公立保育所5園が民営化へ移行したところであり、引き続き、円滑な移行を促進するため、平成28年度から32年度までを計画期間とする「第3次民営化実施計画」を策定したことから、対象保育所や今後の進め方等について説明をするものである。

**1 第3次民営化実施計画**

別紙のとおり。

**2 今後の進め方について**

全員協議会において説明後、該当保育所の保護者に対し、第3次実施計画の概要を送付・説明するほか、年度明け速やかに説明会を開催するなど、保護者の不安解消に努めるものとする。

○当面のスケジュール案

年月	事 項
平成 27 年 2 月 16 日	全員協議会において計画を説明 ⇒ 該当保育所保護者へ概要送付
2 月下旬～4 月中旬	該当保育所職員への説明会や保護者への説明会を開催
4 月 下旬	事業者（私立保育所等）等への説明会を開催
5 月 中旬	移管先法人選定委員会を設置
6 月 下旬	移管先法人を公募
9 月 下旬	移管先法人を選定

## 盛岡市立保育所民営化計画・第3次民営化実施計画

### 1 計画策定の背景と目的

平成18年8月に策定した盛岡市立保育所民営化計画においては、「民間保育所の持つ機動性や柔軟性を生かして、多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービスの水準を検証しながら、『民間でできることは民間に委ねる』を原則に、公立保育所の管理運営業務の民営化を進めること」としています。

この方向性に基づき、これまでに第1次民営化実施計画（平成18年度～平成22年度）及び第2次民営化実施計画（平成23年度～平成27年度）の下、公立保育所5園が民営化へ移行したところです。

平成27年度が第2次民営化実施計画の最終年度であることを踏まえ、引き続き円滑な民営化移行を促進するため、この度、第3次民営化実施計画（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

第3次計画においても、公立保育所を民営化する際の基本的な考え方を掲げ、市民・事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者や市民の不安を解消するとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的・継続的な保育所運営を目指します。

### 2 第3次計画の期間

第3次計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とします。

なお、第4次民営化実施計画（平成33年度～平成37年度）については、平成31年度中に策定し、公表する予定です。

### 3 第1次・第2次民営化実施計画の進捗状況

各実施計画に基づき、次のとおり5園が民営化へ移行し、保育所定員の増加や延長保育の導入等が行われ、待機児童の減少や多様化する保育ニーズへの対応に寄与しました。

計画段階	年度	内容
第1次 実施計画	平成20年度	津志田保育園民営化 (定員30人増や乳児保育・2時間延長保育の導入等)
	平成21年度	なかの保育園民営化 (定員30人増や乳児保育・2時間延長保育の導入等)
第2次 実施計画	平成24年度	本宮保育園民営化 (定員20人増や乳児保育・2時間延長保育・休日保育の導入等)
	平成25年度	飯岡保育園民営化 (定員10人増や乳児保育・2時間延長保育の導入等)
	平成26年度	くろいしの保育園民営化 (定員20人増や乳児保育・2時間延長保育の導入等)

### 4 対象保育所選定の基本的な考え方

第3次計画において、民営化移行対象とする保育所の選定に際しては、現行の公立保育所における地域性や現施設の状況等を総合的に勘案した上、次の条件をおおむね満たし、かつ、円滑な移行が果たせる可能性が高い保育所を優先的に選定することとします。

- (1) 保育需要が高い地域に所在すること（定員増による待機児童解消に寄与）。
- (2) 現行施設の老朽化等により建替え等が必要であること、又は施設が新しいために大幅に手を加えずに譲渡することが可能であること。
- (3) 現行敷地内又は近隣の市有地において、定員増が見込める施設の建替え等が可能であること。
- (4) 移管を希望する社会福祉法人が複数あり、競争性が確保されること。

## 5 対象保育所の現況と選定理由

第3次計画における民営化移行の対象保育所は、次の3園とします。

保育所名 (所在地)	開設年 施設建築年	敷地面積	建物面積 (構造)	定員 保育開始年齢
みたけ保育園 (青山三丁目 37-47)	昭和 30 年 昭和 53 年改築	2,928 m <sup>2</sup>	728 m <sup>2</sup> (RC)	120 人 生後 8 週
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設建築年が古く、老朽化が認められる。</li> <li>・近隣の市有地を活用し、定員増を見込める建替えが可能。</li> </ul>			
永井保育園 (永井 10-172)	昭和 51 年 平成 15 年改築	2,131 m <sup>2</sup>	601 m <sup>2</sup> (木造)	90 人 1 歳
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が新しく、改築せずに移管先法人へ譲渡することが可能。</li> <li>・定員増を見込める一部増築が可能。</li> </ul>			
うえだ保育園 (高松一丁目 9-43)	昭和 52 年 昭和 52 年	2,473 m <sup>2</sup>	582 m <sup>2</sup> (木造)	90 人 1 歳
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が木造で、老朽化が認められる。</li> <li>・近隣の市有地を活用し、定員増を見込める建替えが可能。</li> </ul>			

## 6 移行時期と施設改築等の考え方

第3次計画期間における移行時期と施設の改築等についての考え方は、次のとおりとします。

移行年度	対象保育所	施設改築等の考え方
平成 29 年度	みたけ保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の市有地（福祉施設用地予定）を代替地とします。</li> <li>・移管先法人が行う建替えに対し補助をします。</li> </ul>
平成 30 年度	永井保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として現行の施設を無償譲渡します。</li> <li>・保育需要の動向を踏まえ、増築が必要な場合は、移管先法人に対し補助をします。</li> </ul>
平成 31 年度	うえだ保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の市有地を代替地とします。</li> <li>・移管先法人が行う建替えに対し補助をします。</li> </ul>

## 7 移行により新たに実施・拡充する保育サービスなど

### (1) 保育所定員の増加

移行時点の当該地域における保育需要の動向を踏まえ、保育所入所定員の増加を図るなど、適切な対応に努めます。

### (2) 乳児保育の実施

現在、保育開始年齢が1歳の保育所2園について、移行時点の当該地域における保育需要の動向を踏まえ、乳児保育の導入を図るなど、適切な対応に努めます。

### (3) 特別保育の実施

「午後8時までの延長保育」や「一時預かり」、「体調不良児型病児・病後児保育」、「休日

保育」の特別保育事業について、移行時点の当該地域における保育需要の動向を踏まえ、移管先法人との協議により可能な事業の実施を検討するなど、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

### 8 第3次計画の工程

第3次計画は、次の工程のとおり進めることとします。

年月	みたけ保育園	永井保育園	うえだ保育園	
計画 施行前	4月	保護者・地域代表者・事業者への説明会開催		
	5月	選定委員会の設置		
	6月	移管先法人の公募		
	9月	移管先法人の選定		
	11月	三者懇談会の開催		
28 年度	4月	引継保育開始	選定委員会の設置	
	5月	施設整備等開始	移管先法人の公募	
	6月		移管先法人の選定	
	9月		三者懇談会の開催	
	11月			
計画 期間	4月	民営化移行	引継保育開始	選定委員会の設置
	6月	保護者アンケート等実施	建物譲渡準備 (必要に応じ施設整備)	移管先法人の公募
	9月			移管先法人の選定
	11月			三者懇談会の開催
	4月		民営化移行	引継保育開始
30 年度		保護者アンケート等実施	施設整備等開始	
31 年度	4月			民営化移行
				保護者アンケート等実施
2月	【参考】第4次民営化実施計画策定			
32 年度	保育内容の確認とそれに基づく助言・指導(民営化以降も逐次継続)			

### 9 第3次計画の進捗管理と見直しなど

適宜、工程の進捗状況を管理しながら、円滑な移行が果たせるように努めます。

なお、社会経済情勢の急激な変化やその他不測の事態が生じた場合には、第3次計画を見直す場合があります。